

「男女平等教育」における性概念の検討（Ⅰ）

中野 啓 明

An Examination of the Concepts of Sex, Gender and Sexuality
in Education for Equality of Men and Women (Part I)

by

Hiroaki Nakano

目 次

- I N市における実態調査の目的
- II セックス、ジェンダー、セクシュアリティ
- III 「区別」と「差別」
- IV 「学校は既に男女平等となっている」といえるか
- V 「男女平等教育」の実践に向けて

I N市における実態調査の目的

N市では、「男女がともにつくる社会」の実現をめざして、「女性行動計画」を策定した。その柱の一つである「教育」の項においては、学校教育における「男女平等教育」の促進を掲げている。この学校教育における「男女平等教育」を推進するための基礎資料としての児童・生徒・教員の意識や行動様式の実態を把握することを目的に、実態調査が行われた。⁽¹⁾

調査対象は、N市全域の小学生約1,000人〔内訳：小学校3年生531人（回収率98.5%）、小学校6年生533人（回収率99.6%）〕、中学生約1,000人〔内訳：中学校1年生513人（回収率96.9%）、中学校3年生516人（回収率94.6%）〕、及びN市内の公立の小中学校（盲・聾・養護学校、大学附属を含む）に勤務する教員1,000人（回収率95.5%）であった。

この調査では、調査項目として、児童生徒に対しては、

- ①一般的な男女平等観、
- ②学校内での男女平等、
- ③家庭内での男女平等を取り上げている。

また、教員に対しては、

- ①一般的な男女平等観、
- ②学校教育における男女平等教育、
- ③家庭内での男女平等、

④職場内での男女平等を取り上げている。

この実態調査では、児童生徒にも、教員にも、調査票の最後に自由記述欄を設けてある。この内、教員には、質問文「最後に、『男女平等教育』についてのご意見等がありましたらお書きください。」で、「男女平等教育」についての意見を調査してある。回収された調査票955票のうち、何らかの記述があったのは310票（回答率32.4%）である。

その記述内容は、「男女平等教育」に肯定的なもの、否定的なもの、よくわからないとするものなど、多彩である。

ところで、東京都で「男女平等教育」を推進している教員である川合真由美は、「男女平等教育」を推進するさいの反対者、非協力者の発言を、次のようにまとめている。

「これが私たちにとってやりきれないのは、この差別の下手人は他ならぬ私たち教員であることだ。そのうえもっとやりきれないことに、こういうことに気づき、男女平等教育を進めようとするとき、反対するのも同じ教員であることだ。その態様を、私たちは、批判・非協力発言集としてまとめてみた。

- 1 区別と差別は違う。
- 2 些細な事である。もっと本質にせまれ。
- 3 男女混合で並んでいるのは、けじめがない。
- 4 強いることは良くない。子どもの自主性にまかせるべきだ。
- 5 民主教育を進めていけば、男女差別は解消する。
- 6 趣味に合わない。
- 7 私は男女差別などしてない。我校に男女差別はない。
- 8 私は男女差別者である。
- 9 女も、もっと仕事をしろ。責任ある仕事をしろ。
- 10 高学年で男女一緒なんて不自然、いやらしい。
- 11 男が負けたら可哀想。」⁽²⁾

川合は、「男女平等教育」を推進するさいの反対者、非協力者の発言が、11の見解に集約できるとしている。しかしながら、川合は、この反対者、非協力者の発言の一つ一つに対して、いかに説得したかについては記していない。また、「男女平等教育」を推進するさいの賛同者、協力者の発言についてもふれていない。

本稿においては、N市において教員に対して実施された「男女平等教育」に関する実態調査の自由記述欄をもとにしながら、「男女平等教育」における性概念を検討する。⁽³⁾というのも、この自由記述欄には、N市の教員の「男女平等教育」についての生の声が現れているからである。

II セックス、ジェンダー、セクシュアリティ

「性」には、セックス (sex)、ジェンダー (gender)、セクシュアリティ (sexuality) という3つのカテゴリーがある。セックスとは、遺伝子・解剖学・生物学レベルにおける「性」のカテゴリーのことである。ジェンダーとは、文化学・社会学・政治学レベルにおける「性」のカテゴリーのことである。セクシュアリティとは、性活動レベルにおける「性」のカテゴリーのことである。セックスとジェンダーとセクシュアリティとでは、カテゴリーが違うのである。

しかし、教員の記述の中には次のようなのがみられた。

何がなんでも同じにして、「平等」というのはおかしいと思う。生物学的には、どうしても同じになれないから。社会的な面でも差が出るのは、どうしても仕方がないが、差を最小限にとどめることが平等ではないか。
(男性, 30代, 中学校)

「男らしさ」「女らしさ」という考え方、行動はあってしかるべきだと思う。それは、女性差別とは関わりないと考えている。世の中に男性、女性という2種類の性があるのだから、それぞれの性の特色を生かした仕事や行動はあって当然である。
(男性, 30代, 小学校)

社会通念・慣習を無理矢理改める必要はない。必ず、男の仕事、女の仕事というのは存在する。子どもたちに叱咤激励の意味で「男の子なんだからがんばりなさい」等のことばをかけて、それが平等でないとする考え方の方がおかしい。
(男性, 20代, 中学校)

平等という意識はあっても、性差がある限りは、体力的にも能力的にも、どこまでも一緒にということは成り立たないと考える。性差を認めた上での平等ということを考えていくべき。
(女性, 30代, 小学校)

これらの見解は、セックスとジェンダーとセクシュアリティを混同して使用している。遺伝子・解剖学・生物学レベルでの差のみを取り上げて男女差を主張することは、セックスのレベルのみを論じていることになる。また、セクシュアリティのみを論じているもの、さらに、ジェンダーのみを論じているもの、セックスとジェンダーとセクシュアリティを混同しているものなど、多様である。

こうした見解に対して、次のような見解もあった。

はじめの授業で、「『女らしさ』とか『男らしさ』ではなく、『人間らしさ』を学ぶために出発しましょう」といってスタートしています。
(女性, 50代, 中学校)

まずは基本的なことですが、「男らしく」「女らしく」などという言い方は、教師も親も絶対にしないことが大切だと思います。男は強くあれ、女はおしとやかにではなく、人間として、社会の一員としての自覚を持って、自分らしく生きたいように生きられるようになるべきだと思います。
(女性, 20代, 小学校)

男と女を意識するのではなく、一人の人間として認められることが大切だと思う。「教育」となると一人ひとりを大切にして、一人の人間として人を認められる児童・生徒を育てるべきだと思う。
(女性, 20代, 小学校)

出産以外は男女の壁（違い）は見あたらない。全く男女差はないのに、世の中のしくみや男の意識が変わっていない。世の中のしくみと男の意識を変えるためにも「男女平等教育」は絶対に欠かせない。
（男性、40代、小学校）

これらは、セックスのレベルのみを根拠とした役割行動についての慣行にしたがった、ステレオタイプの性別役割行動を教え込んでいては、個性の伸長は望めないという諸見解である。

III 「区別」と「差別」

自由記述のなかには、「名簿」等を取り上げながら、「区別は差別ではない」とする見解もあった。たとえば、次のようなものである。

男女平等を主張する場合、「区別」と「差別」をしっかりと分けなければならないと思う。より住みやすい環境をつくるためには、「区別」は必要なはず。たとえばトイレは男女平等だからといって一緒にすれば支障をきたす。また、男女混合名簿にすることが男女平等になるのか。男女の分かれた名簿は、統計をとったり、文章の整理上にも都合がよく、「区別」であって「差別」ではないのではないか。体育の授業でも男女の体力差を考えれば運動内容を男女で変えてあげるのも自然であろう。これも「区別」であって「差別」ではない。なんでもすべてのものを男女一緒にしようとするのが、はたして本当の男女平等なのだろうか。
（男性、30代、中学校）

学校における教育活動を念頭において考えたとき、この主張には、いくつかの疑問がある。

第1に、男女の「区別」は、単に事務処理レベルのために行われているというのであろうか。もしそうならば、教育活動よりも優先すべきことは、事務処理だということになるだろう。

第2に、男女で「区別」する時には、「男」「女」という文化的、社会的な性にも基づく規準があり、しかも優先順位があるというのであろうか。もしそうならば、それこそが「区別」ではなく「差別」であるといえよう。

こうした「『区別』と『差別』は違う」とする見解に対しては、戸惑いを見せている見解もあった。

自分では、平等にしてほしい、そうあるべきだと思っているのに（つもりなのに）、ときには、ふっと「女だから」と言いそうになる自分にびっくりする。男女で分けておくと便利なことも多いので、いつも男ばかり先にしないで女を先にしたりしているが、分けていること自体、「区別」でなく「差別」になる……と言われると困ってしまう。
（女性、30代、小学校）

名簿が男女に分かれていると計測には都合よい。だから、混合にするとかえってめんどうになるのでは……程度にしか考えていなかった。しかし、この調査をしていくうちに、小さいときからこうやって分けるから、高学年になると体育の時間、手を握るのさえもすんなりといかない隔たりが生じるのだろうか。朝会の整列時も。このように一考するチャンスにな

りました。

（女性、50代、小学校）

この「区別」と「差別」の問題について、ある市では、次のような見解を出している。

「性による『区別』は、そこにまぎれもなく優劣の価値を含んできたことと、それが男性優位の中で続いてきたという歴史がある事から、女の子の基本的な人権を疎外してきた。これは、『差別』そのものであるといってもよい。教育において、『効率』が基本的な人権を侵すことより優先されることは許されないことであろう。まず、意味のない区別をしないことが大切である。」⁽⁴⁾

また、リサ・タトル (Lisa Tuttle) は、「差別、差別待遇」について次のように定義している。

「集団や個人を不当に区別して扱うこと。たとえば、必要性とか真価を基準にするのではなく、人種、性別、年齢などによって、ある人物に特権を与えたりすることをいう。」⁽⁵⁾

さらに、「性差別（主義）、セクシズム」については、次のように定義している。

「性差別主義とは、性別を理由に人を差別する制度とその実践であると定義することができるだろう。とくに女性に対する不公平な偏見、固定化された女性観（性役割）、男性にとっていかに魅力的で性的利用価値があるかで女性を評価すること（客体化）をさす。また男性を規範とみなし、女性を人間として扱わない意識的あるいは無意識的な判断すべてをさす。」⁽⁶⁾

セックスのレベルでの性を根拠として、文化的、社会的な性にも規準をつけ、しかも優劣があるとき、「区別」ではなく「差別」と見なすことができるのである。

Ⅳ 「学校は既に男女平等となっている」といえるか

今回の調査では、「あなたの学校では『男女平等教育』が行われていると思いますか。」という質問を行った。この質問に対して、45.5%の教員が、「行われていると思う」と答えている。その理由としての選択肢を選択している教員の数を、図1に示す。

この中で注目すべきことは、「男女平等教育は行われている」としている教員の中で、30.0%の教員が「特に取り組みはないが、男女平等になっている」という選択肢を選択していることである。つまり、「学校は既に男女平等になっている」という選択肢を選択している教員が、全回答者955名中、13.7%いるのである。

自由記述のなかにも、次のような見解があった。

小学校段階では、男女平等は自然に行われており、むしろ、女子が優位にたっていることさえ多い。

（女性、40代、小学校）

(複数回答)

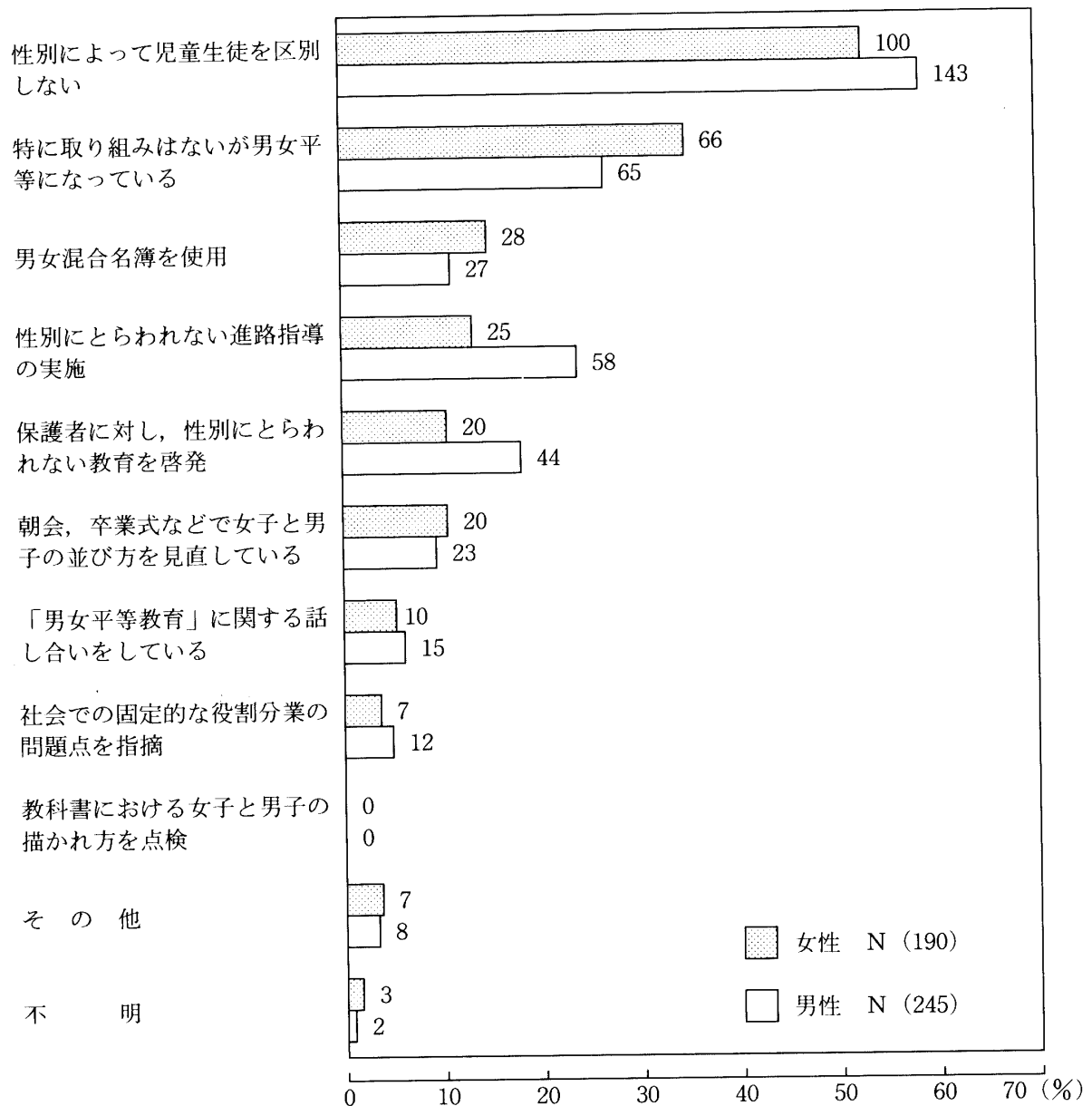


図1 「男女平等教育」のために取り組んでいること
(グラフ内の数値は実数)

出典)新潟市女性行動計画推進会議、1995年3月、『新潟市の小中学校における児童生徒と教員の男女平等にかかわる意識と実態』、75頁。

男女平等ということについては、基本的には互いの人権の尊重ということとして受け止めている。学校教育においても、このことを各教科、道徳、特別活動や学校での各種の活動で指導を進めている。小学校児童の発達の状況からいっても、男女による不平等という扱いはほとんど考えられない。児童相互もそれぞれの力をのびのびと出し合い、力を合わせて活動している。
(男性、50代、小学校)

これらの見解は、学校は既に「男女平等」になっているから、改めて「男女平等教育」を行う必要はないとするものである。

しかし、その一方で、「学校はまだ男女平等になっているとはいいがたい」という見解もあった。

教育にあたる者は、教師の意識の改革をまず望まなければならない。児童や生徒の行動を自然の中で見ていると、やはり歴然とした違いのあることに驚く。教師の意識の改革と児童・生徒の自然の行動の中でのあり方の指導。それらがもっと充実するとともに、男女別名簿の廃止など具体的な内容での改善も大きく取り組み、「心」と「形」を具体的にしていきたいものである。

（男性、50代、小学校）

社会習慣や制度というか、大人社会（政治、企業等）の中に実態として男女差別があり、それは当然のこととして学校の中、教職員の意識としても、また、実態としてもある。せめて、学校の中にある男女差別の現実を1つ1つ改めていくことこそ大切ではないかと思う。

（男性、40代、中学校）

この2つの見解は、子どもや教員の「実態」として「男女差別」があるとするものである。

「学校は既に平等になっている」と主張する論者は、これらの見解に対して、どのような合理的な根拠をもって、反論することができるというのであろうか。

V 「男女平等教育」の実践に向けて

教員の自由記述の中には、より積極的に「男女平等教育」を学校教育の場において行う必要があるとする見解もあった。

男女平等教育の意識変革が学校教育でも大切だと感じる日々である。

（女性、50代、小学校）

人間が育つ環境というのは人間形成に大きな役割を果たすと思います。これから男女平等を意識づけ、形成しようとするならば、まずは家庭教育が重要な位置をしめると思います。また、学校教育でも、委員会、係活動、学校行事等で対応していかなければならないのだと思います。

（女性、30代、小学校）

男女平等を唱えても、実際の家庭生活では妻の役割として家事の負担が大きく、改善は難しいと思う。また、家庭教育でも、しつけとして女の子は女らしくと教育することが多い。学校等で、大いに「男女平等教育」をやったほうがよい。

（女性、40代、小学校）

景気が悪いと女子の就職難に直結することが、男女平等な社会とはほど遠いと感じている。

男女共に働きたいという意志があるとき、それが可能な状況になるように、社会の法の見直し、家庭内の役割意識の変革、ひいては子ども時代からの男女平等教育が行われるべきであると考えている。女性は結婚するかしないか、子どもを持つか持たないか、仕事を続けるかどうか、人生のそのつどに選択・決定していくが、どの方向に選択したとしても、充実した人生となるかは本人の意識と、それをとりまく家庭・社会の男女平等のとらえ方が問題となろう。家庭科の男女共修など、当然のことがやっと始まったという感がする。家庭内においても、男だからと家事をやらせないのではなく、将来のパートナーとの生活に役立つよう、自分の身の回りのことは自分でできるように考え方も含めて教えていきたい。

(女性, 30代, 中学校)

わが子(4歳年中児)については、女らしさとか、女のくせにと言ったことはありませんが、自然科学館だったかプールだったかに行ったときに、同じくらいの男の子が「女のくせに」「男が先だ」と言っているのを聞いて、びっくりしました。そのような子どもがそのようなことを言うのですから、やはり各家庭を啓発したりしていかなければならないと思います。また、保育園で言っているらしいのですが、ブルーとか緑とかは女の子が使ったりする色ではないと言われたらしいのです(もちろん他の子だと思います)。わが子は、そのような色が好きです。昔から言われているようなことでも、改めていかなければならないことが多くあると思いました。

(女性, 30代, 小学校)

理念的な教育だけでなく、学校生活(地域・家庭の連携のもと)全般において日常生活に関わって不断に進めていく必要がある。また、教職員内部の意識や思考の改革が必要であり、実践的な変革を目指さなければならない。そのためには、①女性が本音で差別の問題を指摘し、自ら変革する実践を進める、②男性が今まで社会的に形成されてきたフレームを自ら打ち破る実践を進める、ということが必要である。

<一例>湯茶の世話

男性——自分から進んでやろうとしない。

女性——男にさせることなく、自分の領域の仕事としてやってしまう。

(ホンネでは不満を持っている人もいるが、本気で女がやるのが好ましいと考えている女性もいるようだ。)

(男性, 50代, 小学校)

特に家事については、「男子厨房に入らず」の考えで教育されたためか、料理をつくることには、特に抵抗を感じる。また、できない。幼児のときから、家庭、学校、社会が協力して、「男女平等教育」を進めていくことが大切と思う。男性の「仕事一筋」の考え方を改めることが第一と思う。「ゆとり」があれば、必然的に家事に関して手伝うことになると思う。生涯学習の面からの改革も必要と思う。

(男性, 50代, 小学校)

男女は、男女という性別によって差別されないことが、法規上規定されている。日本国憲法第14条は、男女という性別によって差別されないことを、次のように規定している。

「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」

また、教育関係法規の根幹をなす教育基本法の第3条においても、男女という性別によって教育上差別されないことを、次のように規定している。

「すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであつて、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によつて、教育上差別されない。」

第5条においても次のように規定している。

「男女は、互いに尊重し、協力し合わなければならないものであつて、教育上男女の共学は、認められなければならない。」

さらに、1979年に国連で採択された「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（略称：女子差別撤廃条約）の第10条では、教育について、次のように規定している。

「締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。」

この第10条では、確保すべき項目として、(a)から(h)までの8項目を挙げている。その内の例えば(c)はこうである。

「すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整をすることにより行うこと。」

法規上は、「学校は男女平等になっている」はずなのである。

しかし、実際の教育活動における次のような具体的場面を考えたとき、「学校は平等になっている」と主張する論者は、どのような合理的な根拠を持って反論することができるというのであろうか。

なぜ、名簿はいつも男子が先なのか。

なぜ、女子は「さん」づけで、男子は「くん」づけで別けて呼ぶのか。

なぜ、教科書の主人公には男性が多いのか。

なぜ、女子のネームプレートは赤で、男子は青なのか。

教員の中には「些細な問題である」「昔からそうだった」と反論する人も多い。

しかし、人間形成を行う場である学校において、人権尊重の精神を培うことは教育の本質をなす問題なのである。また、「昔からそうだった」とするならば、むしろ、その慣行こそが問題なのである。つまり、その慣行を成立させているものが何かを探り、その慣行をより望ましい慣行

へと変えていくことこそが教育の役割なのである。

そして、それを教育制度や、教育目標、教育課程、具体的な実践等の各レベルで創り出していく必要がある。これらについては、今後の研究課題である。

註

- (1) この調査は、新潟市女性行動計画推進会議における「学校教育における男女平等教育研究会」が主体となって、1994年（平成6年）9月7日～22日に実施された。この調査の実施にあたっては、調査項目の作成、質問文の作成、調査の分析等を担当する委員の一人として、筆者も参画した。なお、この調査の報告は、次の3つの報告書にまとめられている。

新潟市女性行動計画推進会議、1994年3月、『学びの途中で……—学校教育における男女平等教育研究会中間報告—』。

新潟市女性行動計画推進会議、1995年3月、『今、ここから始まる男女平等教育—学校教育における男女平等教育研究会報告書—』。

新潟市女性行動計画推進会議、1995年3月、『新潟市の小中学校における児童生徒と教員の男女平等にかかわる意識と実態』。

- (2) 川合真由美、1993年6月、「『男が先』を否定することでみえてくるもの—学校のなかの性差別と男女混合名簿—」〔小倉利丸・大橋由香子編著、『クリティーク叢書6 働く／働かない／フェミニズム—家事労働と賃労働の呪縛?!—』、青弓社〕所収、319頁。

- (3) 註(1)のいずれの報告書においても、「男女平等教育」における性概念の検討は意識的に十分にはなされていないので、研究を行うことにした。この研究の一端は、日本教育技術学会第9回大会（於・千葉大学教育学部、1995年11月19日）の自由研究発表で行った。本稿は、この研究発表をもとに再構成したものである。

中野啓明、1995年11月、「『男女平等教育』における性概念の検討—実態調査の自由記述欄をもとにして—」、第9回日本教育技術学会（千葉大会）発表要旨集、87-88頁。

- (4) 国立市男女平等教育指導手引作成委員会編、1992年3月、『国立市男女平等教育指導手引（小学校低学年）』、東京都国立市教育委員会、10頁。
- (5) リサ・タトル著、渡辺和子監訳、1991年7月、『フェミニズム事典』、明石書店、93頁。
- (6) 同訳書、345頁。